要望書

全国市議会議長会は、平成23年度地方税財政対策について 別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれ ましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成22年11月

 全 国 市 議 会 議 長 会

 会 長 五 本 幸 正

 (富山市議会議長)

全国市議会議長会地方財政委員会 委員長 榎 元 一 已 (西之表市議会議長)

1. 地方一般財源総額の所要額の確保について

現下の地方財政は、景気後退による税収減や、少子高齢化の進行による社会保障費の増嵩などにより、危機的な状況が続いている。

このような中、去る6月22日に閣議決定された財政運営 戦略では、中期財政フレームとして、地方の安定的な財政運 営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成23 年度から平成25年度までの期間中、平成22年度の水準を 下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、 国の社会保障給付に係る地方負担の大幅な増加など、地方の 財政需要は更なる増嵩が見込まれている。

今後も基礎自治体としての市が、地域住民のニーズに応え、 福祉、教育などの市民生活に欠かすことのできない行政サー ビスを提供し、地域の活性化を図っていくためには、持続的 かつ安定的な行財政運営が可能となる地方財政の充実強化 が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地方交付税の増額による地方一般財源総額の確保

地方財政計画に、社会保障関連経費の自然増など増嵩する地方の財政需要を的確に反映することにより、地方交付税を増額し、地方一般財源総額を確保すること。

財源不足額については、赤字地方債である臨時財政対策 債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げ により必要額を確保すること。

なお、仮に国の法人税率を引き下げる場合には、それにより生じる地方交付税の減収について、法定率の引上げ等による的確な減収補てん措置を講ずること。

2. 財源保障機能及び財源調整機能の強化

地域間の財政力格差を是正し、人々の暮らしを支える公 共サービスを提供するため、地方交付税本来の機能である 財源保障機能及び財源調整機能を強化すること。

3. 地方交付税の算定等を通じた確実な財源措置

財政力の弱い地方自治体の安定的な財政運営を確保するため、地方交付税の算定方法の見直しなど、適切な対応策を講ずること。

また、景気対策や政策減税等により国が後年度に財源措置すると約束した交付税措置は確実に履行すること。

4. 子ども手当財源の全額国費負担

保育所のようなサービス給付は、地方に委ね、地域の実態に応じ地方自治体が創意工夫を発揮できる制度とする一方、子ども手当のような全国一律の現金給付は、国が担当し全額負担すること。

5. 「地方共有税」の導入

国の一般会計に計上されている地方交付税が地方固有の財源であることを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

6. 地方交付税・地方財政計画の透明化等

地方交付税の簡素・透明化を図り、各地方自治体の地方 交付税見積額及び単位費用の積算根拠等について早期に 具体的な情報を提供すること。

また、地方財政計画に関する情報について、早期の情報 提供と計画策定過程の透明化を進め、地方の意見を反映す る仕組みの具体化を図ること。

7. 国の制度改正等に伴う財政措置

国の責任において実施されるべき新たな制度創設や制度改正に当たっては、事前に地方との協議を十分行うとともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担が生じることのないようにすること。

2. 都市税源等の充実強化について

今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、消防など住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、地方税をはじめとする一般財源の充実確保を図るとともに、地方が担う事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直し、地域偏在性の少ない地方税体系の構築を図ることが重要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 消費税等の税源移譲などによる偏在性の少ない地方税体系の構築

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分をまずは5:5とすること。

その際、地方の安定的な財政運営を確保するため、地方 消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的 な地方税体系を構築すること。

2. 環境関連税制の導入及び自動車関係諸税に係る地方財源 の確保

環境関連税制を導入するに当たっては、環境施策における地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地方税として 位置付けるなど、地方の財源を確保する仕組みを構築する こと。

なお、自動車関係諸税の税率については、極めて厳しい

地方の財政状況、大幅に遅れている地方の道路整備状況に 鑑み、代替財源を示すことなく現行税率水準の引下げは行 わないこと。

仮に現行税率を引き下げる場合には、的確な減収補てん 措置を講ずること。

3. 都市税源の充実強化

- (1)個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であることを踏まえ、均等割の引上げを図ること。
- (2)市町村における基幹税目である固定資産税については、引き続き税収の安定的確保を図ること。

特に、償却資産の現行の評価方法を堅持するとともに、 商業地等にかかる固定資産税の負担水準の現行上限 70%は堅持すること。

(3)法人住民税は、市町村における極めて重要な都市税源であることから、均等割の税率の引上げなどの充実強化を図ること。また、現下の地方財政の危機的状況を考慮し、地方自治体が法人住民税を企業等に還付する際の還付加算金の割合を引き下げること。

なお、国の施策として法人実効税率の引下げを行う場合は、地方にとって減収となることがないよう国の責任において的確な減収補てん措置を講ずること。

(4)事業所税は、都市環境の整備を推進するため重要な財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、 税率を見直すなどの充実強化を図ること。

- (5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の地方自治体における貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- (6)長期間にわたり据え置かれている軽自動車税等の定額 課税の税率については、現下の厳しい地方財政を考慮し、 引上げを図ること。

また、市町村が納税事務を行っている原動機付自転車 については、徴税効率が極めて低いため、課税方法や税 率を含む課税のあり方について、実態に即した見直しを 行うこと。

4. 基地交付金・調整交付金の所要額確保

基地交付金及び調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地所在市町村の特殊事情等を踏まえ、所要額を確保すること。

5. 政令指定都市等に対する税制上の特例措置の充実強化

- (1) 政令指定都市については、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置の充実強化を図るとともに、中核市・特例市においても、事務配分の特例等、実態に応じた税制上の特例措置を設けること。
- (2) 県費負担教職員制度の見直しにおける政令指定都市等 への教職員給与の移管に当たっては、所要全額を都道府 県からの税源移譲により措置すること。

6. 非課税等特別措置の整理縮小等

固定資産税等における非課税等特別措置の整理縮小及 び国税における租税特別措置の整理合理化を推進するこ と。

7. 政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大

地方議員及びその後援団体に対して個人が拠出する寄 附についての税制上の優遇措置は、現在、租税特別措置法 により都道府県及び政令指定都市の議員に限定されてい ることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

8. 地方税法の改正時期

地方議会において税条例改正案の審議時間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

9. 税制の抜本改革に当たっての過疎地域への配慮

税制の抜本改革に当たっては、過疎地域の行財政運営等に十分配慮すること。

また、過疎地域における所得税及び法人税の租税特別措置の適用期間を延長すること。

3. 地方債資金の所要額の確保等について

景気の悪化に伴う大幅な税収減により、多くの地方自治体にとって財源の確保が極めて厳しい状況の中、地域の実情に応じた生活関連施設等の社会資本整備や個性豊かで活力ある地域づくりを計画的に推進するためには、安定した資金である地方債の所要額を確保することが必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地方債資金の所要額の確保

地域住民の生活に直結した社会資本等の整備を計画的 に推進するため、廃棄物処理施設や社会福祉施設等の施設 整備に係る地方債資金の所要額を確保すること。

また、地域の自立や活性化に資する地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保すること。

2. 公債費負担対策の拡充

過去に高金利で借り入れた政府資金及び公営企業金融公庫資金については、公債費負担の縮減を図るため、1.1兆円規模の公的資金の補償金免除繰上償還の措置が延長されたところであるが、依然として公債費は高水準で推移していることから、引き続き対象要件の緩和措置を講ずるとともに、高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置の拡充を図ること。

3. 合併特例債等の制度拡充

合併特例債等の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率の引上げを図ること。

4. 地方債の貸付条件の改善

地方債の発行に当たっては、対象事業の拡大や充当率の引上げ、償還期限の延長等、貸付条件の改善を図ること。

4. 地方公営企業の経営健全化等について

地方公営企業は、地域住民の生活の安定と福祉の向上に大きな役割を果たしているが、多様化する地域住民のニーズや環境問題、さらには規制緩和等の諸問題に対処しなければならず、その経営は極めて厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 公営企業繰出金の所要額確保等

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額を確保すること。

2. 地方公営企業に対する財政措置の充実強化

厳しい経営状況にある公営交通事業及び自治体病院事業の経営基盤強化を図るため、各地域に応じた適切かつ十分な財政措置の充実強化を図ること。

また、地域住民の日常生活に密接に関連する上・下水道事業の施設整備に対する財政措置の充実強化を図ること。

5. 国庫補助負担金の整理合理化について

国庫補助負担金制度は、地方の財政運営を制約し、政策実施の自由度を狭めていることから、国と地方の役割分担の基本に沿って見直しを行うべきである。

特に、地方自治体の事務事業として、同化・定着・定型化しているものに係る国庫補助金及び零細補助金等については、速やかに一般財源化するとともに、地方自治体の自主的な対応に委ねることが必要不可欠である。

去る6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱では、 国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方 が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助 金・交付金等を改革するとしている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. ひも付き補助金の一括交付金化

一括交付金化の目的は、地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方の自主財源への転換であることを明確にすること。この観点から、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な補助金等は一括交付金の対象としないこと。

また、一括交付金の総額については、対象となる現行の 補助金等の額と同額以上とし、その配分については、基準 を明確にするとともに、継続事業や団体間・年度間の変動、 財政力の弱い団体に配慮するなど、個々の地方自治体の安 定的な財政運営に十分配慮するとともに、事務の簡素化を図ること。

2. 直轄事業負担金制度の抜本的見直し

国直轄事業負担金については、負担金廃止に向け、国と地方の役割分担の明確化による抜本的改革を実現すること。

3. 国庫補助負担金の削減

国庫補助負担金の削減に当たっては、財政面における地方の自由度を高めるため、補助負担率を引き下げるのではなく、あくまで国庫補助負担金そのものを廃止し、一般財源化を図ること。

4. 地方の自由度・裁量権の拡大

国庫補助負担金の改革と併せて、地方の自由度・裁量権 が大幅に拡大するよう、国による地方への関与・規制の撤 廃に取り組むこと。

5. 同化・定着・定型化している国庫補助金及び零細補助金 の一般財源化

地方自治体の自主的な対応に委ねることが適当な分野 に係る国庫補助金及び零細補助金については、国と地方の 役割分担や費用負担のあり方等を十分検討した上で、速や かに地方へ一般財源化すること。